

事 務 連 絡

平成30年10月18日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局旅客課長

「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興
に関する法律の一部を改正する法律」
及び外国人観光旅客利便増進措置に関する基準の施行について

「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律」（平成30年法律第15号）が平成30年4月18日に公布され、同法の改正規定の一部（外国人観光旅客利便増進措置関係規定）が平成30年10月17日から施行されることになり、外国人観光旅客利便増進措置の具体的範囲及び内容について定めた「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律第七条に規定する外国人観光旅客利便増進措置に関する基準」（平成30年観光庁告示第23号）が同日から施行されることとなった。

については、同法の施行に際し、これが円滑に施行されるよう、別添のとおり、各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通知したので、貴会においてもその旨了知されるとともに、傘下会員に対して周知を図られたい。

事 務 連 絡

平成30年10月18日

各地方運輸局 自動車交通部長 殿
内閣府沖縄総合事務局 運輸部長 殿

国土交通省自動車局総務課企画室長
国土交通省自動車局旅客課長

「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興
に関する法律の一部を改正する法律」
及び外国人観光旅客利便増進措置に関する基準の施行について

「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律」（平成30年法律第15号）が平成30年4月18日に公布され、同法の改正規定の一部（外国人観光旅客利便増進措置関係規定）が平成30年10月17日から施行されることとなり、外国人観光旅客利便増進措置の具体的範囲及び内容について定めた「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律第七条に規定する外国人観光旅客利便増進措置に関する基準」（平成30年観光庁告示第23号）が、同日から施行されることとなった。

については、同法の施行に際しこれが円滑に施行されるよう、関係者へ周知徹底を図られたい。

なお、本件については、日本バスターミナル協会長及び公益社団法人日本バス協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。